

令和 8 年 3 月 10 日

東京都新宿区高田馬場 4-40-11

株式会社 C P C 東京支社

支社長 西 剛整 様

東日本高速道路株式会社関東支社

支社長 松坂 敏博

## 回答書

令和 8 年 2 月 27 日付けで貴社から説明請求のありました件について、下記のとおり回答します。

本回答に不服のある場合は、本回答書を受け取った日の翌日から 7 日（休日を含まない。）以内に、当職に対し、氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、再苦情を申し立てることができます。

### 記

1. 説明請求の対象工事等名 高崎管理事務所管内 土質調査
2. 不服のある事項 競争参加資格確認通知書において、競争参加資格「無」であったこと。
3. 説明請求に対する回答

本業務に係る技術資料作成説明書 5. (7) 「配置予定管理技術者の同種業務の経験」に記載のとおり、同種業務の経験は、同種業務に従事した役職が「管理技術者、照査技術者、現場作業責任者、担当技術者」のいずれかであることを要件として明示しております。

また、登録内容確認書では同種業務の経験及びその他記載内容すべてが確認できない場合、又はテクリスに登録していない場合は、「契約書、図面、特記仕様書、発注者が発行した完成及び引渡しを証明できる書類等」により、同種業務の経験に関する記載内容が証明できる書類の写しを提出することを求めています。

貴社より提出された証明資料（業務実績データ）を確認したところ、当該業務における配置予定管理技術者の役職は、テクリス完了登録業務カルテ上「現場代理人」で登録されており、上記要件に該当しないと判断しました。加えて、同種業務の経験に関する記載内容が証明できる書類の写しも提出されていないため、当該要件を満たしているものと判断することはできず、競争参加資格「無」と判定しました。

なお、調査等共通仕様書（令和 7 年 7 月 東日本高速道路株式会社）では、調査等の現場業務において業務の管理を行う者を「現場作業責任者」として定義しており、建設業法第 19 条の 2 にいう工事の「現場代理人」と同義として取り扱うことはできません。

以 上

## 説明請求書

令和 8 年 2 月 27 日

東日本高速道路株式会社 関東支社  
支社長 松坂 敏博 殿

1 説明請求書の住所及び氏名

〒169-0075

東京都新宿区高田馬場 4-40-11

株式会社 C P C 東京支社

担当者氏名

電話番号

2 説明請求の対象となる調査等名

調査等名 高崎管理事務所管内 土質調査

3 不服のある事項

令和 8 年 2 月 19 日に受領した競争参加資格確認通知書において、競争参加資格『無』であったこと。

4 上記 3 の主張の根拠となる事項

競争参加資格確認通知書では競争参加資格『無』の理由として「技術資料作成説明書 5.(7)において、配置予定管理技術者の同種業務経験として「同種業務に従事した役職が管理技術者、照査技術者、現場作業責任者、担当技術者のいずれかの従事であること」を求めています。提出された証明資料（業務実績データ）において配置予定管理技術者の役職が「現場代理人」で登録されており、上記要件を満たさないため。」とありました。

競争参加資格確認申請書に記載しました同種業務の「伊勢自動車道（特定更新等） 勢和多気 IC～伊勢西 IC 間盛土のり面調査設計」において、配置予定管理技術者 [REDACTED] は現場作業責任者として従事しました。証明書類として添付した当該業務の TECRIS 完了登録業務カルテでは、TECRIS の仕様上『現場作業責任者』という選択肢が存在しないため『現場代理人』として登録していますが、意味合いとしては同義であるため同種業務要件は満たしているものと考えますので、その説明を請求します。